

事 務 連 絡
令和3年5月20日

県内高齢者施設等管理者 様

高知県子ども・福祉政策部高齢者福祉課長

災害対策基本法の改正に伴う新たな避難情報等について

日ごろは高齢者福祉行政にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和3年5月20日付けで、災害対策基本法の一部を改正する法律が施行され、豪雨などの災害時に市町村が住民に発令している「避難勧告」と「避難指示」が「避難指示」に一本化されました。

内容等につきましては、当課ホームページ内の「新着情報」または「防災対策→高知県社会福祉施設防災対策指針（BCP策定編追加改訂）・安全対策シート→令和3年5月一部改訂等について」に掲載しておりますので、必ずご確認をお願いします。

記

1 高知県社会福祉施設防災対策指針の一部改訂箇所

- (1) 35ページの「※施設管理者等に対して求める避難行動」以下を別紙のとおり改訂します。

(注) 平成24年3月発行時の35ページ「※「避難情報」の種類」が、平成29年8月に「※施設管理者等に対して求める避難行動」へ一部改訂と なっています。

- (2) 裏表紙：発行日に「令和3年5月一部改訂」を追記します。

2 ホームページ関係箇所のURL

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/060201/shisin.html>

別紙

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市町村長が発令)</p>	<p>●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）</p> <p>●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 <p>ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</p>
<p>【警戒レベル4】 避難指示 (市町村長が発令)</p>	<p>●発令される状況：災害のおそれ高い</p> <p>●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市町村長が発令)</p>	<p>●発令される状況：災害のおそれあり</p> <p>●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 <ul style="list-style-type: none"> ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
<p>【警戒レベル2】 大雨・洪水・高潮 注意報 (気象庁が発表)</p>	<p>●発表される状況：気象状況悪化</p> <p>●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。
<p>【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)</p>	<p>●発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ</p> <p>●居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。